

ラブちゃんでんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

主な変更点

- ・一部内容改定、適用単価の変更

該当条項	変更前	変更後
表紙	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき 東北エリア) (ラブちゃんでんき 東京エリア) (ラブちゃんでんき 中部エリア) (ラブちゃんでんき 関西エリア) (ラブちゃんでんき 中国エリア) (ラブちゃんでんき 四国エリア)	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) 東北/東京/中部/関西/中国/四国エリア
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社吉田石油店（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社吉田石油店（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>
第2条 第3項～ 第8項 東北 東京 中部 関西 中国	<p>1. 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>2. その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>3. 平日デイトタイム 毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。ただし、料金メニュー約款別紙3（休日）に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>4. 平日リビングタイム 毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。ただし、料金メニュー約款別紙3（休日）に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>5. 休日デイトタイム 料金メニュー約款別紙3（休日）に定める日の午前9時から午後11時までの時間をいいます。</p> <p>6. ナイトタイム 毎日午前0時から午前9時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p> <p>7. デイトタイム 毎日午前9時から午後5時までの時間をい</p>	<p>1. 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>2. その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p><u>3. 平日デイトタイム 毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。ただし、料金メニュー約款別紙3（休日）に定める日の該当する時間を除きます。</u></p> <p><u>4. 平日リビングタイム 毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。ただし、料金メニュー約款別紙3（休日）に定める日の該当する時間を除きます。</u></p> <p><u>5. 休日デイトタイム 料金メニュー約款別紙3（休日）に定める日の午前9時から午後11時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>6. ナイトタイム 毎日午前0時から午前9時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>7. デイトタイム 毎日午前9時から午後5時までの時間をい</u></p>

	<p>います。</p> <p>8. <u>リビングタイム</u> 毎日午後 5 時から午後 11 時までの時間をいいます。</p>	<p>います。</p> <p>8. <u>リビングタイム</u> 毎日午後 5 時から午後 11 時までの時間をいいます。</p>																		
<p>第 4 条 第 1 項</p> <p>東北 東京 中部</p>	<p>1. <u>ラブちゃんでんき</u> (東北 B/東京 B/中部 B)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>50 ヘルツ</u> (中部北陸エリアは <u>60 ヘルツ</u>) といたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、<u>以下に定める基本料金</u>、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (東北エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1832 839 2022"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>739 円 20 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,108 円 30 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,478 円 40 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,848 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,217 円 60 銭</td></tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 2056 839 2130"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>480 円 48 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>720 円 72 銭</td></tr> </table>	契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭	契約電流 30 アンペア	1,108 円 30 銭	契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭	契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭	契約電流 20 アンペア	480 円 48 銭	契約電流 30 アンペア	720 円 72 銭	<p>1. <u>ラブちゃんでんき</u> (東北 B/東京 B/中部 B)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は<u>以下のとおり</u>といたします。</p> <table border="1" data-bbox="903 633 1465 925"> <tr><td>東北、東京エリア</td><td><u>標準周波数 50 ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は <u>60 ヘルツ</u>)</td></tr> <tr><td>中部エリア</td><td><u>標準周波数 60 ヘルツ</u> (長野県の一部は <u>50 ヘルツ</u>)</td></tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	東北、東京エリア	<u>標準周波数 50 ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は <u>60 ヘルツ</u>)	中部エリア	<u>標準周波数 60 ヘルツ</u> (長野県の一部は <u>50 ヘルツ</u>)
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭																			
契約電流 30 アンペア	1,108 円 30 銭																			
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭																			
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭																			
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭																			
契約電流 20 アンペア	480 円 48 銭																			
契約電流 30 アンペア	720 円 72 銭																			
東北、東京エリア	<u>標準周波数 50 ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は <u>60 ヘルツ</u>)																			
中部エリア	<u>標準周波数 60 ヘルツ</u> (長野県の一部は <u>50 ヘルツ</u>)																			

契約電流 40 アンペア	960 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,201 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,441 円 44 銭
(中部エリア)	
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(東北エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 51 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 19 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 07 銭

(東京エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 28 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 24 銭

(中部エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 36 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 94 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 35 銭

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(東北エリア)

1 契約につき	314 円 79 銭
---------	------------

(東京エリア)

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

(中部エリア)

1 契約につき	266 円 06 銭
---------	------------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

第4条
第2項

3.ラブちゃんでんき(東北C/東京C/中部C)
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2

2. ラブちゃんでんき(東北C/東京C/中部C)
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2

東北
東京
中部

線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（中部、北陸エリアは 60 ヘルツ）といたします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。（東北エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭
---------------------	------------

（東京エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭
---------------------	------------

（中部エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

（東北エリア）

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
---------------------------	-----------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	35 円 19 銭
-----------------------------	-----------

線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
中部エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 4（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 4（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 51 銭
	上記超過 1 キロワット時 につき	26 円 36 銭
(中国エリア)		
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	657 円 84 銭
電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 85 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 46 銭
	上記超過 1 キロワット時 につき	38 円 69 銭
(四国エリア)		
最低 料金	1 契約につき最初の 11 キ ロワット時まで一律	667 円 00 銭
電力 量料 金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 93 銭
	上記超過 1 キロワット時 につき	37 円 74 銭

第 4 条 第 2 項 関西 中国 四国	3. ラブちゃんでんき (関西 B/中国 B/B) (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトお よび 200 ボルトといたします。ただし、技術上 やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電 圧 200 ボルトとすることがあります。また、周 波数は、 <u>標準周波数 60 ヘルツ</u> といたします。	4. ラブちゃんでんき (関西 B/中国 B/B) (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトお よび 200 ボルトといたします。ただし、技術上 やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電 圧 200 ボルトとすることがあります。また、周 波数は、 <u>以下のとおり</u> といたします。	
	(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量 料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー 発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可 能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費 調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が 本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整 単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合 は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算 定された燃料費調整額を差し引いたものとし、 本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定 された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、 本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定さ れた燃料費調整額を加えたものとします。 (a) 基本料金	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">関西、中国、四国エリア</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><u>標準周波 60 ヘルツ</u></td> </tr> </table> (4)電気料金 1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定 める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によ って算定された再生可能エネルギー発電促進 賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、 本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定 された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、 本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定さ れた燃料費調整額を差し引いたものとし、本約 款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定され た平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約 款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された 燃料費調整額を加えたものとします。 (a)基本料金	関西、中国、四国エリア
関西、中国、四国エリア	<u>標準周波 60 ヘルツ</u>		

	<p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 315 834 389"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>416 円 94 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 427 834 501"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>376 円 55 銭</td> </tr> </table> <p>(四国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 539 834 613"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>397 円 10 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 790 834 864"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 92 銭</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 864 834 972"> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 09 銭</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 972 834 1046"> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 31 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1084 834 1158"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>30 円 15 銭</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 1158 834 1265"> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 25 銭</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 1265 834 1339"> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 82 銭</td> </tr> </table> <p>(四国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1377 834 1451"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>27 円 26 銭</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 1451 834 1559"> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>31 円 21 銭</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 1559 834 1632"> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>32 円 65 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	376 円 55 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 09 銭	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 31 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 15 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 25 銭	上記超過 1 キロワット時につき	36 円 82 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 21 銭	上記超過 1 キロワット時につき	32 円 65 銭	<p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭																									
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	376 円 55 銭																									
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭																									
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 09 銭																									
上記超過 1 キロワット時につき	22 円 31 銭																									
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 15 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 25 銭																									
上記超過 1 キロワット時につき	36 円 82 銭																									
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 21 銭																									
上記超過 1 キロワット時につき	32 円 65 銭																									
<p>第 4 条 第 3 項</p> <p>東北 東京 中部 関西 中国 四国</p>	<p>5. ラブちゃんでんき 低圧電力 (東北/東京/中部/関西/中国/四国)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定</p>	<p>5. ラブちゃんでんき 低圧電力 (東北/東京/中部/関西/中国/四国)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約</p>																								

める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(東北エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	1,199 円 69 銭
-----------------	--------------

(東京エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	1,048 円 70 銭
-----------------	--------------

(中部エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	1,098 円 65 銭
-----------------	--------------

(関西エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	993 円 04 銭
-----------------	------------

(中国エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	981 円 20 銭
-----------------	------------

(四国エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	1,094 円 39 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2 に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

(東北エリア)

夏季料金	契約電力×150 キロワット時までの1キロワット時あたり	27 円 22 銭
	上記超過1キロワット時につき	40 円 83 銭
その他季	契約電力×150 キロワット時までの1キロワット時	25 円 77 銭

款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 4（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4（料金メニュー表）にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2 に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

料金	ット時あたり	
	上記超過1キロワット時につき	38円66銭

(東京エリア)

夏季料金	契約電力×150キロワット時までの1キロワット時あたり	27円50銭
	上記超過1キロワット時につき	41円24銭
その他季料金	契約電力×150キロワット時までの1キロワット時あたり	25円92銭
	上記超過1キロワット時につき	38円88銭

(中部エリア)

夏季料金	契約電力×150キロワット時までの1キロワット時あたり	17円12銭
	上記超過1キロワット時につき	25円63銭
その他季料金	契約電力×150キロワット時までの1キロワット時あたり	15円57銭
	上記超過1キロワット時につき	23円31銭

(関西エリア)

夏季料金	契約電力×150キロワット時までの1キロワット時あたり	14円62銭
	上記超過1キロワット時につき	21円93銭
その他季料金	契約電力×150キロワット時までの1キロワット時あたり	13円13銭
	上記超過1キロワット時につき	19円71銭

(中国エリア)

夏季料金	契約電力×130キロワット時までの1キロワット時あたり	27円00銭
	上記超過1キロワット時につき	40円47銭
その他季料金	契約電力×130キロワット時までの1キロワット時あたり	25円71銭
	上記超過1キロワット時につき	38円54銭

(四国エリア)

夏季料金	契約電力×70キロワット時までの1キロワット時あたり	24円71銭
	上記超過1キロワット時につき	38円97銭
その他季	契約電力×70キロワット時までの1キロワット時あたり	23円38銭

	料金	ト時あたり	
		上記超過1キロワット 時につき	36円81銭

新設
別紙4

料金
メニュー
表

東北
東京
中部
関西
中国
四国

--	--	--	--

(新設)
別紙4 料金メニュー表

1.東北エリア

(1) ラブちゃんでんき東北B

区分		ラブちゃんでんき 東北B
基本 料金	契約電流 20A	522.48円
	契約電流 30A	783.72円
	契約電流 40A	1,044.96円
	契約電流 50A	1,306.20円
	契約電流 60A	1,567.44円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWhまで	18.42円
	120kWhをこ え300kWh まで	23.56円
	300kWh超過	25.19円
最低月額料金		335.34円

(2) ラブちゃんでんき東北C

区分		ラブちゃんでんき 東北C
基本 料金	契約容量 1kVAにつき	316.24円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWhまで	17.89円
	120kWhをこ え300kWhま で	22.16円
	300kWh超過	24.79円

(3) ラブちゃんでんき東北低圧電力

区分		ラブちゃん でんき 東北低圧電 力	
基本 料金	契約電力1kWにつき	952.38円	
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×150kWhまで	17.40円
		上記超過	26.10円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	その 他季 料金	契約電力 ×150kWhまで	15.71円
		上記超過	23.57円

2.東京エリア

(1) ラブちゃんでんき東京B

		区分		ラブちゃんでんき 東京 B
基本 料金	契約電流 20A			513.50 円
	契約電流 30A			770.25 円
	契約電流 40A			1,027.00 円
	契約電流 50A			1,283.75 円
	契約電流 60A			1,540.50 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで			29.80 円
	120kWh をこ え 300kWh まで			35.08 円
	300kWh 超過			38.04 円
最低月額料金				328.08 円
(2) ラブちゃんでんき東京 C				
		区分		ラブちゃんでんき 東京 C
基本 料金	契約容量 1kVA につき			311.75 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで			29.80 円
	120kWh をこ え 300kWh まで			34.55 円
	300kWh 超過			36.52 円
(3) ラブちゃんでんき東京低圧電力				
			区分	ラブちゃん でんき 東京低圧電 力
基本 料金	契約電力 1kW につき		1,066.08 円	
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×150kWh まで	27.15 円	
		上記超過	40.71 円	
	その他季 料金	契約電力 ×150kWh まで	25.57 円	
		上記超過	38.36 円	
3.中部エリア				
(1) ラブちゃんでんき中部 B				
		区分		ラブちゃんでんき 中部 B
基本 料金	契約電流 20A			642.28 円
	契約電流 30A			963.42 円
	契約電流 40A			1,284.56 円

	契約電流 50A	1,605.70 円
	契約電流 60A	1,926.84 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	21.23 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	24.81 円
	300kWh 超過	26.22 円
最低月額料金		277.09 円

(2) ラブちゃんでんき中部 C

区分		ラブちゃんでんき 中部 C
基本 料金	契約容量 1kVA につき	321.14 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	21.23 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	25.19 円
	300kWh 超過	26.79 円

(3) ラブちゃんでんき中部低圧電力

区分		ラブちゃん でんき 中部低圧電 力	
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,124.06 円	
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×150kWh まで	16.87 円
		上記超過	25.26 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	その 他季 料金	契約電力 ×150kWh まで	15.32 円
		上記超過	22.94 円

4.関西エリア

(1) ラブちゃんでんき関西 A

区分		ラブちゃんでんき 関西 A
最低 料金	最初の 15kWh まで 一律	467.59 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	15kWh をこ え 120kWh ま で	20.22 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	24.41 円
	300kWh 超過	26.25 円

(2) ラブちゃんでんき関西 B

区分		ラブちゃんでんき 関西 B
----	--	------------------

基本料金	契約容量 1kVAにつき	447.21 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWhまで	17.82 円
	120kWhをこ え300kWhま で	18.99 円
	300kWh超過	21.20 円

(3) ラブちゃんでんき関西低圧電力

区分		ラブちゃんでんき 関西低圧電力
基本料金	契約電力 1kwにつき	1,024.91 円
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季 料金	契約電力 ×150kWhまで
		上記超過
電力量料金 (1kWhにつき)	その 他季 料金	契約電力 ×150kWhまで
		上記超過

5.中国エリア

(1) ラブちゃんでんき中国 A

区分		ラブちゃんでんき 中国 A
最低料金	最初の 15kWhまで 一律	704.85 円
電力量料金 (1kWhにつき)	15kWhをこ え120kWhま で	32.77 円
	120kWhをこ え300kWhま で	38.38 円
	300kWh超過	38.61 円

(2) ラブちゃんでんき中国 B

区分		ラブちゃんでんき 中国 B
基本料金	契約容量 1kVAにつき	392.62 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWhまで	30.07 円
	120kWhをこ え300kWhま で	36.17 円
	300kWh超過	36.74 円

(3) ラブちゃんでんき中国低圧電力

区分		ラブちゃんでんき 中国低圧電力
基本料金	契約電力 1kWにつき	997.27 円

電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力 ×130kWhまで	26.82 円
		上記超過	40.20 円
その他季料金	夏季料金	契約電力 ×130kWhまで	25.53 円
		上記超過	38.27 円

6.四国エリア

(1) ラブちゃんでんき A

区分		ラブちゃんでんき A
最低料金	最初の 15kWhまで 一律	667.00 円
電力量料金 (1kWhにつき)	15kWhをこ え120kWhま で	30.66 円
	120kWhをこ え300kWhま で	35.93 円
	300kWh超過	37.74 円

(2) ラブちゃんでんき B

区分		ラブちゃんでんき B
基本料金	契約容量 1kVAにつき	397.10 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWhまで	27.26 円
	120kWhをこ え300kWhま で	31.21 円
	300kWh超過	32.65 円

(3) ラブちゃんでんき低圧電力

区分		ラブちゃん でんき 低圧電力
基本料金	契約電力 1kWにつき	1,094.36 円
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力 ×70kWhまで 24.71 円 上記超過 38.97 円
	その他季料金	契約電力 ×70kWhまで 23.38 円 上記超過 36.81 円

(4) ラブちゃんでんき e-プラン H

基本料金

1 契約につき最初の 10 キ ロワットまで	1,597 円 51 銭
上記をこえる 1 キロワット につき	561 円 00 銭

電力量料金

	夏季料金	その他季料金
--	------	--------

		1 キロワット ト時につき	49 円 29 銭	43 円 14 銭
		平日リビングタイム		
		1 キロワット時につき		41 円 67 銭
		休日デイトタイム		
		1 キロワット時につき		37 円 14 銭
		ナイトタイム		
		1 キロワット時につき		27 円 06 銭
		(5)ラブちゃんでんき e-プラン L		
		基本料金		
		1 契約につき最初の 10 キ ロワットまで		1,158 円 83 銭
		上記をこえる 1 キロワット につき		429 円 00 銭
		電力量料金		
		デイトタイム		
		40 キロワット時までの 1 キ ロワット時につき		34 円 66 銭
		40 キロワット時をこえ 90 キロワット時までの		41 円 90 銭
		上記超過 1 キロワット時に つき		50 円 75 銭
		リビングタイム		
		1 キロワット時につき		41 円 79 銭
		ナイトタイム		
		1 キロワット時につき		27 円 06 銭